学校法人湘南工科大学役員の報酬等の支給の基準に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、学校法人湘南工科大学（以下「この法人」という。）の寄附行為第38条の４の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　役員とは、理事及び監事をいう。

(2)　常勤役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。

(3)　非常勤役員とは常勤役員以外の者をいう。

(4)　役員の報酬等とは、報酬、退任慰労金、その他の役員としての職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。

(5)　費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第３条　役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、定年までに退任する第２号理事及び専任教職員の理事の退任慰労金については、これを支給しない。

(1)　報酬、退任慰労金

（報酬等の額の算定方法）

第４条　役員の報酬月額は、別表第１の俸給表のとおりとし、各役員の報酬月額は原則俸給表のうちから、年度ごとに理事会において決定するが、必要に応じて俸給表の号俸間の金額とすることもできる。

２　役員の退任慰労金は別表第２に定める算式により算出される額を基準に、理事会において決定する。

（報酬等の支給方法）

第５条　役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1)　報酬　毎月20日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。）

(2)　退任慰労金　任期の満了、辞任又は死亡により退任の決裁のあった日から１か月以

内

２　報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むこととする。ただし、役員が死亡したときの退任慰労金はその遺族に支給するものとする。

３　報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

第６条　役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

２　役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（端数の処理）

第７条　この規程により、計算金額に１円未満の端数が生じたときは、これを１円に切り上げるものとする。

（公表）

第８条　この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の２第４号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第９条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（改廃）

第10条　この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附　則

この規程は、令和２年３月15日より施行する。また、この規程の制定に伴い、「学校法人湘南工科大学の役員の報酬に関する規程」を廃止する。

附　則

この規程は、令和５年３月21日より施行する。

別表第１（役員の報酬）

号俸	役員	号俸	役員
1	月額　50,000円	26	月額　1,300,000円
2	月額　100,000円	27	月額　1,350,000円
3	月額　150,000円	28	月額　1,400,000円
4	月額　200,000円	29	月額　1,450,000円
5	月額　250,000円	30	月額　1,500,000円

6	月額　300,000円	31	月額　1,550,000円
7	月額　350,000円	32	月額　1,600,000円
8	月額　400,000円	33	月額　1,650,000円
9	月額　450,000円	34	月額　1,700,000円
10	月額　500,000円	35	月額　1,750,000円
11	月額　550,000円	36	月額　1,800,000円
12	月額　600,000円	37	月額　1,850,000円
13	月額　650,000円	38	月額　1,900,000円
14	月額　700,000円	39	月額　1,950,000円
15	月額　750,000円	40	月額　2,000,000円
16	月額　800,000円	41	月額　2,050,000円
17	月額　850,000円	42	月額　2,100,000円
18	月額　900,000円	43	月額　2,150,000円
19	月額　950,000円	44	月額　2,200,000円
20	月額　1,000,000円	45	月額　2,250,000円
21	月額　1,050,000円	46	月額　2,300,000円
22	月額　1,100,000円	47	月額　2,350,000円
23	月額　1,150,000円	48	月額　2,400,000円
24	月額　1,200,000円	49	月額　2,450,000円
25	月額　1,250,000円	50	月額　2,500,000円

別表第２（役員の退任金慰労金算定式）

［退任時の報酬月額×在任年数支給率］

※上記勤続年数は１か年単位とする。ただし、１年未満の端数月については６か月以下は６か月、６か月を超える場合は１年とする。

※非常勤役員の退任慰労金については退任時の報酬月額の１／２に在任年数支給率を乗ずるものとする。

※常勤役員と非常勤役員いずれにも在任した場合の退任慰労金は、常勤役員及び非常勤役員の在任期間ごとに計算し、それの合計額とする。

※在任年数支給率は別表３の通りとする。

別表第３（在任年数支給率）

勤続年数	在任年数支給率	勤続年数	在任年数支給率
0.5	0.5	23	31.65
1	1.0	24	33.45
2	2.0	25	40.5
3	3.0	26	42.3
4	4.0	27	44.1
5	5.0	28	45.9
6	6.0	29	47.7
7	7.0	30	49.5
8	8.0	31	51.0
9	9.0	32	52.5
10	10.0	33	54.0
11	11.5	34	55.5
12	13.0	35	57.0
13	14.5	36	58.5
14	16.0	37	60.0
15	17.5	38	60.0
16	19.0	39	60.0
17	20.5	40	60.0
18	22.0	41	60.0
19	23.5	42	60.0
20	26.25	43	60.0
21	28.05	44	60.0
22	29.85	45	60.0